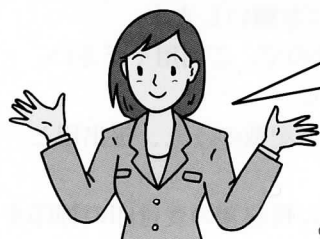


学生を主人公にした大学づくりに向けて part9

都留文科大学に導入する地方独立行政法人制度について



法人化されると公共性、透明性、自主性などの基本理念に基づき、自己責任や企業の発想のもとで大学経営が行われ、さらに市民や学生の皆さんに対する幅広い情報の公表が進むということなんです。

制度の基本理念

公共性

【自己責任】

- 公立大学法人は6年間の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行
- 第三者機関の評価委員会が定期的に評価・勧告
- 中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的見直し

透明性

【企業会計原則】

- 発生主義、複式簿記などの企業会計的手法
- 財務諸表の作成・公表
- 使途が制限されない運営費交付金の交付

自主性

【業績給与制】

- 法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組みなどを確立し、法人が決定して地方公共団体に届出・公表

【ディスクロージャー】

- 中期目標、中期計画、財務諸表、業務の実績、評価結果、給与基準など広汎な事項を積極的に公開
- インターネットなど幅広い公表手段を活用

それもそうですが、都留文科大学の特性を活かした中期目標を議会の議決により定め、その実績評価についても、評価委員会などによる外部評価が行われるようになります。



地方の特性に配慮した制度設計(市立大学の場合)

基本的仕組み

[議会の議決] (解散の場合も同様の手続きを経て清算)

地方独立行政法人
(大学を運営)

設立

市町村

申請
認可

都道府県知事

その他

- 実績評価のほか、評価委員会の組織・業務については、地域の実情に応じ条例で、柔軟に対応
- 出資は地方公共団体に限定
- 中期目標の設定など一定の重要事項については、議会の議決を経ることにより地方公共団体として意思決定

大学法人化Q&A

Q この制度を導入して法人化した公立大学は、いくつあるのですか？

A 国立大学は、平成16年4月に一斉に独立行政法人化されました。また、76校ある公立大学は、平成19年4月までに33法人36大学が法人化されています。

今後、平成21年4月までには都留文科大学を含め、新たに9法人9大学の法人化が見込まれています。

問合先 政策形成課 政策担当

